

令和 年分 有害鳥獣捕獲等報償金 税申告整理シート

ふりがな		住 所	長浜市	町	番地
氏 名		生年月日	大・昭・平・西暦	年 月	日

※申告の際は、本シートで記載していただいたものを申告用の収支内訳書に転記してください。

※有害鳥獣捕獲等を農業所得に係る田畠以外の場所で行った場合は、有害鳥獣捕獲等報償金は農業所得の計算に合算しないでください。

◆収入金額◆ ※対象年の1月1日から12月31日までの期間の収入金額

収支内訳書
記載欄

① 売上(収入)金額	円	捕獲した鳥獣を販売した場合は、その販売金額を記入します。	①
② 有害鳥獣捕獲等報償金	5月 円	対象年の1月1日から12月31日までの期間に受け取った報償金の金額を記入します。	③
	11月 円		
	計 円		
③ 収入合計 (①+②)	円		④

◆必要経費◆ ※対象年の1月1日から12月31日までの期間の必要経費

④ 給料賃金	円	アルバイトの給料(手間代)、賄費、作業委託料など	⑪
⑤ 減価償却費	円	取得価額が10万円以上の建物、機械、車両、器具備品などの償却費(猟銃、銃保管庫、わな、猟犬など)※裏面で計算し、金額を記入してください。	⑬
⑥ 地代家賃	円	捕獲した鳥獣の処分のための借地料、解体場所使用料など	⑯
⑦ 租税公課	円	狩猟税、自動車税(使用割合で按分)、組合費など	①
⑧ 荷造運賃	円	わなの運搬費や捕獲した鳥獣の処分のための運搬費など	⑩
⑨ 水道光熱費	円	解体施設などの水道代など	⑧
⑩ 旅費交通費	車両燃料 円	ガソリン代×車両を鳥獣捕獲に利用している割合	②
⑪ 接待交際費	円	打合せ等にかかる茶菓代など	⑤
⑫ 損害保険料	円	共済保険料や損害保険料	⑦
⑬ 修繕費	円	わなや猟銃などを修繕した場合の修繕料	⑯
⑭ 消耗品費	わな 円	「くくりわな」などの10万円未満のわな	
	弾薬等 円	散弾装弾、ライフル実包、火薬、薬きょう、雷管など	
	衣類 円	帽子、狩猟用ベスト、長靴、サングラス、手袋など	
	猟犬関係 円	餌、予防接種、薬など	
	その他 円	ラミネーター、ラミネートフィルム、着色スプレーなど	
	計 円		⑯
⑮ 貸借料	円	捕獲した鳥獣の埋設等にかかる重機レンタル料	⑯(追記)
⑯ 支払手数料	円	狩猟者登録申請手数料、捕獲した鳥獣の解体にかかる残渣処理費、埋設事務手数料、解体手数料など	⑦(追記)
⑰ 器具費	円	使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の少額な減価償却資産	⑮(追記)
⑯ 雑費	狩猟免許 円	受験手数料、診断書、証明写真、返信用封筒などにかかった金額	
	狩猟者登録 円	証明写真などにかかった金額	
	猟銃所持許可 円	講習会受講手数料、許可申請、必要書類などにかかった金額	
	射撃練習費 円		
	計 円		⑯
⑯ 必要経費合計 (④~⑯までの計)	円		⑯

◆所得金額◆

⑰ 所得金額(③-⑯)	円	収入合計-必要経費合計 ※「雑所得」または「事業所得(捕獲した鳥獣を主に販売して生活されている場合など)」で申告してください。	⑰
-------------	---	--	---

※帳簿・書類・領収書等は5年間(事業所得の場合の法定帳簿は、7年間)保存してください。

○減価償却費の計算(裏面)

償却方法	(1) 定額法の場合(建物、器具などの一般減価償却資産) <p>①平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産(旧定額法)</p> $(取得価額の90\%) \times 債却率(旧) \times 本年中の使用月数/12 = 債却費$ <p>※前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合には、 その達した年分の翌年分以後5年間において、減価償却費として1円まで償却します。</p> $(取得価額 - 取得価額の95\%相当額 - 1円) \div 5 \times 本年中の使用月数/12 = 債却費$
	②平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産(新定額法)

《中古資産を購入した場合の耐用年数の計算》

中古資産を購入した場合、使用可能期間を見積って計算するのが原則ですが、見積りが困難な場合には、次のような計算によった耐用年数とることができます。

①耐用年数を全て経過しているもの
⇒法定耐用年数×20%

②耐用年数の一部を経過しているもの
→(法定耐用年数-経過年数) + (経過年数×20%)
※1年未満の端数は切り捨て、2年に満たない場合は2年

例) 耐用年数が30年で、経過年数10年の中古資産の場合
⇒ $(30\text{年} - 10\text{年}) + (10\text{年} \times 20\%) = 22\text{年}$

主な減価償却資産の耐用年数表(定額法償却率)

種類	細目	耐用年数	償却率	償却率
			(旧)	(新)
器具備品	冷房用、暖房用機器	6	0.166	0.167
	冷蔵庫、洗濯機、ガス機器	6	0.166	0.167
	キャビネット(金属製)(銃保管庫など)	15	0.066	0.067
	キャビネット(金属製以外)(銃保管庫など)	8	0.125	0.125
	主として金属製のもの(猟銃、わななど)	10	0.100	0.100
	その他のもの	5	0.200	0.200
	生物(魚類・鳥類以外)(猟犬など)	8	0.125	0.125
車両	軽自動車(軽トラ)、貨物自動車(ダンプ式)	4	0.250	0.250
	普通乗用車	6	0.166	0.167
車庫 格納庫	鉄骨鉄筋コンクリート造り	38	0.027	0.027
	木造	17	0.058	0.059
事務所	鉄骨鉄筋コンクリート造り	50	0.020	0.020
	木造	24	0.042	0.042
工場 倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造り	38	0.027	0.027
	木造	15	0.066	0.067

本年中の償却期間 資産を月の中途で取得や譲渡、取り壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した償却期間の月数を記入します。

未償却残高 (期末残高)	<p>・本年中取得した資産は、①「取得価額」の金額から⑤「本年分の償却費合計」の金額を差し引いた金額</p> <p>・前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高(「取得価額-前年末までの償却費の累積額」の金額)から ⑥「本年分の償却費合計」の金額を差し引いた金額</p>
-----------------	--

摘要	要旨
	・取得資産が中古である場合……その旨
	・資産を本年中に譲渡や取り壊しなどをした場合……その月日、事由など
	・譲渡や取り壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨
	・被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合……その特例名

《小額な減価償却資産について》

《少額な減価償却資産について》
使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

《一括償却資産について》

『「損傷却資産について」』
取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「「の償却率又は、改定償却率」欄に「1/3」と記入します。

● 減価償却費の計算